

## 金銭信託型 E T F の上場制度等の整備について

平成 2 1 年 5 月 1 9 日  
株式会社東京証券取引所

### 趣旨

先般、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 2 6 年法律第 1 9 8 号）及び関係法令が改正され、有価証券や商品デリバティブなどを投資信託財産とする、金銭信託型 E T F（金銭設定・金銭解約型 E T F）を組成することができるようになりました。

当取引所では、この金銭信託型 E T F を上場して広く投資者に投資機会を提供することとし、上場・売買・決済制度等について所要の整備を行うことといたします。

### 制度概要

項 目	内 容	備 考
1 .金銭信託型 E T F の 上場制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上場審査、上場管理、実効性の確保及び上場廃止に係る基準は、既存の内国 E T F の基準に準じた基準とします。</li><li>・ 売買制度は、既存の内国 E T F の売買に係る制度に準じた制度とします。</li><li>・ 決済は、既存の内国 E T F と同様に証券保管振替機構における口座振替により行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行の有価証券上場規程では、内国 E T F について、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 4 8 0 号。以下「投資信託法施行令」という。）第 1 2 条第 1 号（いわゆる「金銭設定・現物交換型」）及び第 2 号（いわゆる「現物設定・現物交換型」）に基づき組成される E T F のみを上場対象としています。今般の改正は、これらの内国 E T F の上場制度に、金銭信託型 E T F（金銭設定・金銭解約型 E T F）を加えるものです。</li><li>・ 上場対象となる金銭信託型 E T F は、証券投資信託（公社債投資信託を除く。）であって、その投資信託約款において、E T F の一部解約に係る換価の方法その他必要な事項について定めているものとします。</li><li>・ 金銭信託型 E T F については、投資信託法施行令第 1 2 条第 1 号及び第 2 号における適格指標及び流</li></ul>

項 目	内 容	備 考
		通性に係る要件は適用されていませんが、有価証券上場規程において適格指標及び流通性に係る上場審査基準(有価証券上場規程第1104条第1項第2号d及びdの3)を適用することとします。
2. その他	・ その他所要の整備を行います。	

実施時期(予定)

- ・ 平成21年7月を目途に実施します。

以 上